

# 生徒心得

## 基本的な心がまえ

一つの集団にはその集団の活動を円滑にするためのルールがある。野球をするためには野球のルールを知らなければならない。それと同じで、学校生活を送るためには学校生活のためのルールを理解する必要がある。

われわれは、自分をとりまくいろいろな環境と無縁に生きているわけではない。その環境の中であって自己の生命や健康を維持しているのである。諸君がこれからの高校生活を通じて、県立伊川谷北高等学校の教育方針に則った人物に成長するためにも、それにふさわしい立派な環境をつくっていく必要がある。その環境づくりへ諸君の積極的な参加を期待する。

以下の心得を熟読し、一人一人が伊川谷北高校生としての誇りと自覚をもって充実した3年間を送り、よき伝統を築くとともに、知・徳・体の調和のとれた人間形成を目指してもらいたい。

明るくけじめのある高校生活を送ろう。

### 1. 品位と責任のある行動を取るよう努めよう

心の乱れは服装・頭髪にあらわれる。服装・頭髪は常に清潔・端正であるよう心がけよう。

### 2. 時間を守ろう

始業5分前には登校しよう。常にゆとりをもって行動し、高校生として規則正しい生活習慣を身につけよう。

### 3. 挨拶を励行しよう

誰にでも、いつでも、どこでも素直に挨拶をし、心のふれ合いの場をつくろう。言葉づかいにも気を配り、高校生としてふさわしい言動を心がけよう。

### 4. 校内美化・清掃の徹底に努めよう

まず、生活する場所を汚さないこと。清掃は自分の心を磨くことに通じる。積極的に清掃美化に努めよう。

## 登下校について

### 1. 登下校時刻について

登校時刻 8 : 2 5 (予 鈴)

下校時刻 1 8 : 0 0 (平常時)

1 7 : 0 0 (考査時)

2. 自転車通学は許可制とする。許可された生徒は自転車通学規定を厳守すること。

3. 電車・バス等を利用する生徒は乗車マナーをよく守り他の乗客に迷惑をかけたリトラブルをおこさないよう注意すること。

4. 通学途中での飲食店・遊戯場・スーパーマーケット等へは立ち寄らないこと。また、食べ歩き等の品位のない行動はしないこと。

5. 登下校の際は通学路を利用し、私有地に立ち入らないこと。

6. 徒歩・自転車通学を問わず各自で交通法規、交通道德を厳守し、安全に登下校すること。

7. 休日の登校・校内への立ち入りについては事前に届け出をし、顧問・担任の先生の付き添いを条件としてみとめる。

## 校内生活について

1. 常に掲示や校内放送に注意し、指示や連絡を確認すること。
2. 欠席をする場合、事前に保護者を通じて学級担任へ連絡をすること。欠席をした翌日に改めて所定の用紙に理由を記入し、保護者捺印のうえ、学級担任へ提出すること。
3. 始業時に遅刻して登校した場合（あらかじめ遅刻することがわかっている場合は欠席と同様に連絡しておくこと）は、職員室へ行き、所定の届け出をした後授業にでること。その後の手続きは、欠席の場合と同じ。
4. やむを得ず早退・欠課・外出をする場合は、学級担任の許可を得ること。
5. 自習時間には課題や監督者の有無にかかわらずホームルーム教室または所定の場所で静かに自習すること。
6. 上履き・下履きをはっきり区別し、所定のシューズ・サンダル等を使用すること。
7. 校舎・備品は大切に使用し、後始末を確実にすること。（もし破損や紛失した時は速やかに担任の先生に届け出て指示を受けること。故意の場合はもちろん、状況により弁償を求められることがある。）
8. 校内の清掃・美化に努め、清掃用具は大切に扱うこと。
9. 貴重品の保管は各自で責任を持つこと。体育授業時は別に指示する。教科書その他個人の所持品には必ず記名すること。
10. 校内での文書配布・ポスター等の掲示を希望する場合は、必ず生徒指導部の許可を得ること。（ポスター等の指示は指定の場所に限る。）

## 校外生活について

1. 伊川谷北高校生としての自覚と誇りを持って健全な生活習慣を身につけ、いたずらに社会風潮に流されることなく行動すること。
2. アルバイトは原則として禁止する。ただし事情により特に必要な場合は保護者からの申請により承認する場合もある。
3. 在学中は単車・自動車類の免許取得および購入を禁止する。本校では「三ない運動」（免許をとらない・乗らない・買わない）を全面的に推進する。
4. 青少年愛護条例で禁止されている場所への出入りは保護者同伴でも禁止する。
5. 外出時はいつも生徒手帳を携帯し、家の人に行き先、用件、帰宅時間を告げておくこと。
6. 夜間外出は10時を限度として必ず保護者の了解を得ること。
7. 友人宅での外泊・無断外泊は禁止する。
8. 旅行をする場合は、必ず保護者の同意を得て、出発日の一週間前までに担任を通じて生徒指導部まで届け出ること。
9. 男女交際は保護者の承認と指導のもとに、礼儀と節度ある交際であること。
10. 生徒または家族に異変があった時は、速やかに学校に連絡すること。
11. 喫煙・飲酒（加熱式タバコ等・ノンアルコールビール等も含む）、交通違反等の法令違反行為や怠学その他本校生としてあるまじき行為があった時は懲戒をおこなう。

## 選挙運動・政治的活動について

学校内における選挙運動や政治的活動は禁止する。

ただし、校外については、家庭の理解の下、生徒自身が判断し行うものとする。しかし、学業に支障がある場合や危険性がある場合、または、違法性がある場合等は、中止等の指導をする。

## 自転車通学規程

毎日のように交通事故が続発している現在、本校では徒歩通学または地下鉄・バス等の交通機関での通学を奨励する。ただし、地域的事情・その他の理由でやむをえず希望する者には許可制として自転車通学を認め、この規程を定める。

1. 制限区域を設定する。(片道2Km以内(直線距離)は許可しない)
2. 自転車通学を希望する者は、所定の許可願を提出して審査をうける。  
(許可された者には許可証を交付する)
3. 通学者の安全を第一に考え、自転車の型を制限する。(生徒指導部で点検する)
4. 許可願は担任の確認印をもらって生徒指導部まで提出すること。
5. 自転車通学を許可された者は、下記の事項を厳守すること。再度の違反者は許可を停止する。
  - (1) 自転車に住所・名前を書き、許可書を所定の位置(後輪のおおいの下から15cmの所)に貼付すること。
  - (2) 所定の自転車置場に正しく置き、必ず施錠しておくこと。
  - (3) 靴・荷物類は、ハンドル操作を妨げないよう工夫すること。
  - (4) 雨天時は自転車通学を自粛し、傘さし運転は厳禁する。(やむを得ず自転車通学する場合は、レインコートを着用すること。)
  - (5) ヘッドホン・イヤホンを耳に装着して運転することは厳禁する。
  - (6) 交通ルール・交通道德を守り、安全運転に努めること。  
(二人乗り・信号無視・二人以上の並進・スピードの出しすぎ・校内での乗車通行等は禁止する)
  - (7) もよりの交通機関までの自転車を利用する者は、生徒指導部に相談すること